

# しんち

広報

10月1日現在

🏠	1.852世帯
♂	4.082人
♀	4.410人
合計	8.492人

20号

47 / 11



とじておきましよ

## モモからリンゴ

### そしてハチャヤ柿

赤柴果樹団地のモモがことしから本格的に実り、収穫の喜びもひとしおでしたが、それに続いてのリンゴの収穫も終わり、カキの季節を迎え、新地はいまや「くだもの王国」のムードがみなぎっています。

新地のハチャヤ柿は昨年も好評でことしは約一千ケースの出荷を予定しており、農協の指導課では、新地のハチャヤ柿をさらに売り出す計画をすすめています。

モモからリンゴ、そしてカキと選果場は威力を発揮、選り分けられてゆく柿は、赤い色がいきいきと美しく輝きます。

社会の進展によって大きく変化してきている消費者の動向に感じ、首都圏農業の実現をめざし、新地町の農政は全力をあげています。

九月定例議会

教育委員に村山、山口の二氏 四十六年度の決算も認定

町議会九月定例会は、九月二十一日から二十六日まで、六日間の会期で行なわれ、教育委員の任命についてなど十六の議案を審議し、すべて原案通り可決しました。審議された議案の内容は次のとおりです。

- 一 教育委員の任命について 村山正秋(城四) 山口久夫(藤崎)の二氏が任命に同意されました。
二 人権擁護委員の推せんにつき意見を求める。
渡辺武(小川) 菅野喜次郎(藤崎)の二氏が推せんされました
三 議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
議会議員の報酬が十月から次のように改正になりました。
旧 新
議長三十六万円 四十四万四千円 副々三十二万四千円 四十万八千円

- 四 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正
町長などの給与が十月から次のように改正になりました。
旧 新
町長十三万五千円 十七万五千円 助役 十万五千円 十三万六千円 収入役十万円 十三万円 固定資産評価員 七万四千円 十二万円

- 五 教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
非常勤の特別職の報酬が十月から改正になりました。
七 新地町財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について
これは、町の財政の状況や、町長の財政の方針を明らかにすることをきめたもので、財政白書として広報紙などを通じて公表することになりました。
八 町立小学校及び中学校条例の一部を改正
各小学校中学校の屋内体操場の使用料を次のようにきめました。
▽三小学校とも
一日(夜間も含む) 二千五百円 二日(夜間も含む) 二千五百円 三日(夜間も含む) 三千円
▽尚英中学校
一日(夜間も含む) 三千円 二日(夜間も含む) 二千五百円 三日(夜間も含む) 二千五百円

- 九 公民館条例の一部改正
公民館施設の使用料などの改正で、公民館の使用料は、一日二千五百円、二日二千五百円、三日二千五百円、四日二千五百円、五日二千五百円、六日二千五百円、七日二千五百円、八日二千五百円、九日二千五百円、十日二千五百円、十一日二千五百円、十二日二千五百円、十三日二千五百円、十四日二千五百円、十五日二千五百円、十六日二千五百円、十七日二千五百円、十八日二千五百円、十九日二千五百円、二十日二千五百円、二十一日二千五百円、二十二日二千五百円、二十三日二千五百円、二十四日二千五百円、二十五日二千五百円、二十六日二千五百円、二十七日二千五百円、二十八日二千五百円、二十九日二千五百円、三十日二千五百円、三十一日二千五百円、三十二日二千五百円、三十三日二千五百円、三十四日二千五百円、三十五日二千五百円、三十六日二千五百円、三十七日二千五百円、三十八日二千五百円、三十九日二千五百円、四十日二千五百円、四十一日二千五百円、四十二日二千五百円、四十三日二千五百円、四十四日二千五百円、四十五日二千五百円、四十六日二千五百円、四十七日二千五百円、四十八日二千五百円、四十九日二千五百円、五十日二千五百円、五十一日二千五百円、五十二日二千五百円、五十三日二千五百円、五十四日二千五百円、五十五日二千五百円、五十六日二千五百円、五十七日二千五百円、五十八日二千五百円、五十九日二千五百円、六十日二千五百円、六十一日二千五百円、六十二日二千五百円、六十三日二千五百円、六十四日二千五百円、六十五日二千五百円、六十六日二千五百円、六十七日二千五百円、六十八日二千五百円、六十九日二千五百円、七十日二千五百円、七十一日二千五百円、七十二日二千五百円、七十三日二千五百円、七十四日二千五百円、七十五日二千五百円、七十六日二千五百円、七十七日二千五百円、七十八日二千五百円、七十九日二千五百円、八十日二千五百円、八十一日二千五百円、八十二日二千五百円、八十三日二千五百円、八十四日二千五百円、八十五日二千五百円、八十六日二千五百円、八十七日二千五百円、八十八日二千五百円、八十九日二千五百円、九十日二千五百円、九十日二千五百円、九十一日二千五百円、九十二日二千五百円、九十三日二千五百円、九十四日二千五百円、九十五日二千五百円、九十六日二千五百円、九十七日二千五百円、九十八日二千五百円、九十九日二千五百円、百日二千五百円

- 十 特別会計条例の一部改正
上真弓の飲料水供給施設が完成するので、これを特別会計にするものです。
十一 水道条例の一部改正
上真弓飲料水供給施設の給水域と料金について決めたもので、給水域は「大字真弓原畑、水神大字福田字別所」
十二 福島県旧市町村職員恩給組合資産管理規約の一部改正
これは旧市町村職員恩給組合資産管理組合から解散などで脱退した組合があったため各議会の議決が必要となったもの。
十三 昭和四十六年度新地町歳入歳出決算認定について
昭和四十六年度の新地町の一般会計と特別会計の歳入歳出決算の認定で、決算については、特集号でくわしくお知らせします
十四 昭和四十七年度一般会計補正予算について
今年度の一般会計の補正で、一千三百三十三万八千円が加わり、この結果予算総額は、四億三千五百五十八万八千円になりました
補正のおもなものは
▽議員の報酬手当など 百二十万七千円
▽特別職の報酬給料など 二百二十四万四千円

- ▽自動車購入費 三十万円
▽国庫教材費 三十六万八千円
▽公有財産購入費 百七十七万八千円
▽白子下作業道建設費 三十三万八千円
▽農村地域工業導入促進費 六十万七千円
▽商工会補助金 三十万円
十五 新地簡易水道事業特別会計補正予算について
補正額十四万五千円、この結果予算総額は六百四十五万五千円になりました。
十六 上真弓飲料水供給施設事業特別会計予算について
予算額 四万五千円。



郵便クイズ



次の(1)(2)の答えのうち、正しいのはどちらでしょうか。

- A 定額貯金について
(1)六カ月ごとに書換える方が得
(2)長く預けておけばおくと利率がよくなり、十年間書換えるの必要はない。
B 簡易保険について
(1)こどもは出生後、満一年を経過しなければ加入できない。
(2)生れたその日でも、名前をつけられれば加入できる。

文化財をまもろう

十一月一日から文化財保護法強調週間が行なわれます。

新地町にも、新地貝塚、三貫地貝塚、富穴前古墳、その他の古墳群、観海堂など数多くの文化財があります。
「文化財」というのは、古代遺跡ばかりではなく、建造物、絵画彫刻、演劇、音楽、古文書、年中行事、庭園、名勝地など歴史の上または芸術上価値の高いものをいいます。



十一月一日から文化財保護法強調週間が行なわれます。

郵便番号について

(1)封書やはがきには書くが、小包には書かなくともよい。

- C 郵便番号について
(1)封書やはがきには書くが、小包には書かなくともよい。
(2)郵便番号は住所の一部だから郵便物には全部書く。

広募要項

- 1 応募方法 官制ハガキに番号順に答えだけを書く。
2 しめきり 十一月二十五日
3 あて先 新地町役場企画開発課
4 正解者十名のかたに賞品を差上げます。
正解者多数の場合は抽せん。
正解者がいない場合は、その分は翌月に待越します。

ですが、町でも文化財保護条例を制定して保護をはかっています。

ものしり

サロソ

農協の経営受託

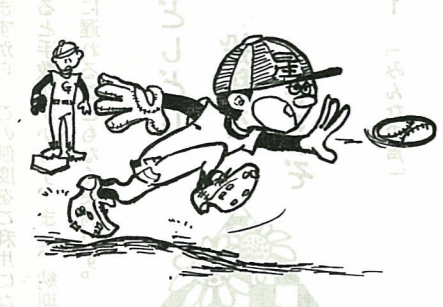
農協の経営受託は、昭和45年8月に施行された改正農協法により新たに農協に認められることとなる。

町内親善野球大会

優勝は「福田青年会」

町内親善野球大会は去る十月十五日に絶好の秋晴れに恵まれ、十チームが参加して行なわれました。大熱戦の結果、優勝は「福田青年会」に輝きました。
戦績はつぎのとおり。

Table with 2 columns: Team Name and Score. Includes Aブロック, Bブロック, and various clubs like 国鉄クラブ, 多摩精密, etc.



町長日記

9月
20日 農業委員定例会、駒ヶ嶺保育所運動会
21日 定例町議会(26日まで)
26日 広域市町村圏座談会(於原町) 広域圏管理者議会(於原町)

Table with 2 columns: Date and Event Name. Lists events like 交通安全総ぐるみ大会, 駒ヶ嶺小学校運動会, etc.

# 「農地等買入資金貸付」

## 制度のあらまし

農業者年金基金では、農業者年金加入している方に、離農者の農地等を買入れ入れて経営規模の拡大を図るときのお役にたてるため、長期低利による農地等買入資金の貸し付けを行なっております

農地等買入資金の借入れが出来ない人

### 農業者年金の加入者

○買入れようとする農地等を含めたあなたの農業経営耕地面積が、市町村の農家の平均経営耕地面積の1.5倍以上となること

○農業所得または農業労働力からみて、農業によって自立出来ることと認められること

○農地等の取得について、農地法の許可が得られることが確実にあること

○農地等の利用計画が、農振法による農用地の利用開発に沿っていること

※買入れようとする農地等は次のものでなければなりません

○農用地区域の区域内または農業者年金基金が定める区域内にある農地、採草放牧地およびその附帯施設

○農地等の面積は30a以上

※貸付条件

1 貸付額30万以上、限度なし



2 利率 年3分

3 返済方法 元利均等年賦支払

4 償還期限 30年以内

5 据置期間 3年以内

詳しくは農業委員会事務局または農協金融課に御相談下さい。

## 「納税者の声を聞く旬間」

十一月一日から十日までは「納税者の声を聞く旬間」として、国

税庁、国税局をはじめ全国の税務署でいろいろな行事を行いますこの旬間は、納税者のかたがたから、税金に対する苦情や要望、税務職員との応接態度などについてのご意見をお聞きして、今後の税制や税務の仕事の上に反映させるとともに、税務署の仕事の内容や納税の意義をよく理解していただくために行なうものです。

日ごろ税金について考えておられるご意見やご要望がありましたら、この機会にお聞かせください

## 申告所得税

### 第二期分の納税は

#### 十一月三十日まで

十一月は申告所得税第二期分の納税の月です。納税額は、六月中旬に第一期分といっしょに税務署からお知らせしてありますから、この金額を十一月三十日までに納めてください。

なお、納税には、電話料やNHKの受信料の払い込みと同じように、あなたの預金口座から自動的に支払われる振替納税制度があり

ますから、この制度をご利用になると手数料がかららず、また、納期に遅れることもなく便利です。

## どしどし

### 投稿を

どうぞ



### 1 「みんなの声」

町政そのほか新地町のことについての要望、質問、意見など、どんなことでもけっこうです。

▽字数八百字まで、はがきでも可

▽住所氏名を明記のこと。

(匿名希望の場合はその旨を書くとこと。)

### 2 「町民文芸」

短歌(二首)俳句(二句)詩(一編)随想(八百字前後)

▽住所氏名を明記のこと。

### 3 「写真」

町内のできごと。行事のスナップ、風景など。

▽白黒、サービス版、

▽撮影年月日、場所、説明、撮影者の住所、氏名も明記のこと。



九月届出

▽出生 おめでとうございます。

栄	半谷俊雄	釣師
由美	佐藤憲治	岡
淳子	楼井正孝	新町
陽子	菅野 栄	菅谷
真奈美	新妻 力	小川
雅之	目黒治光	小川
洋文	伊藤利雄	高田
泰子	寺島忠男	沢口
真紀子	佐藤享三	釣師
弘美	加藤次雄	杉目
紀子	黒はばき幸則	岡

### ▽死亡

おくりやみ申しあげます。

阿陪	イチ	62	中島
伊藤	はるよ	86	釣師
横山	茂男	57	城内
布施	テツヨ	80	作田
横山	武雄	68	明地
寺島	茂	62	大戸浜
橋本	サタ	90	藤崎
岡田	ヤスノ	84	岡
福島	スエ	79	杉目
佐藤	ハナヨ	67	今泉